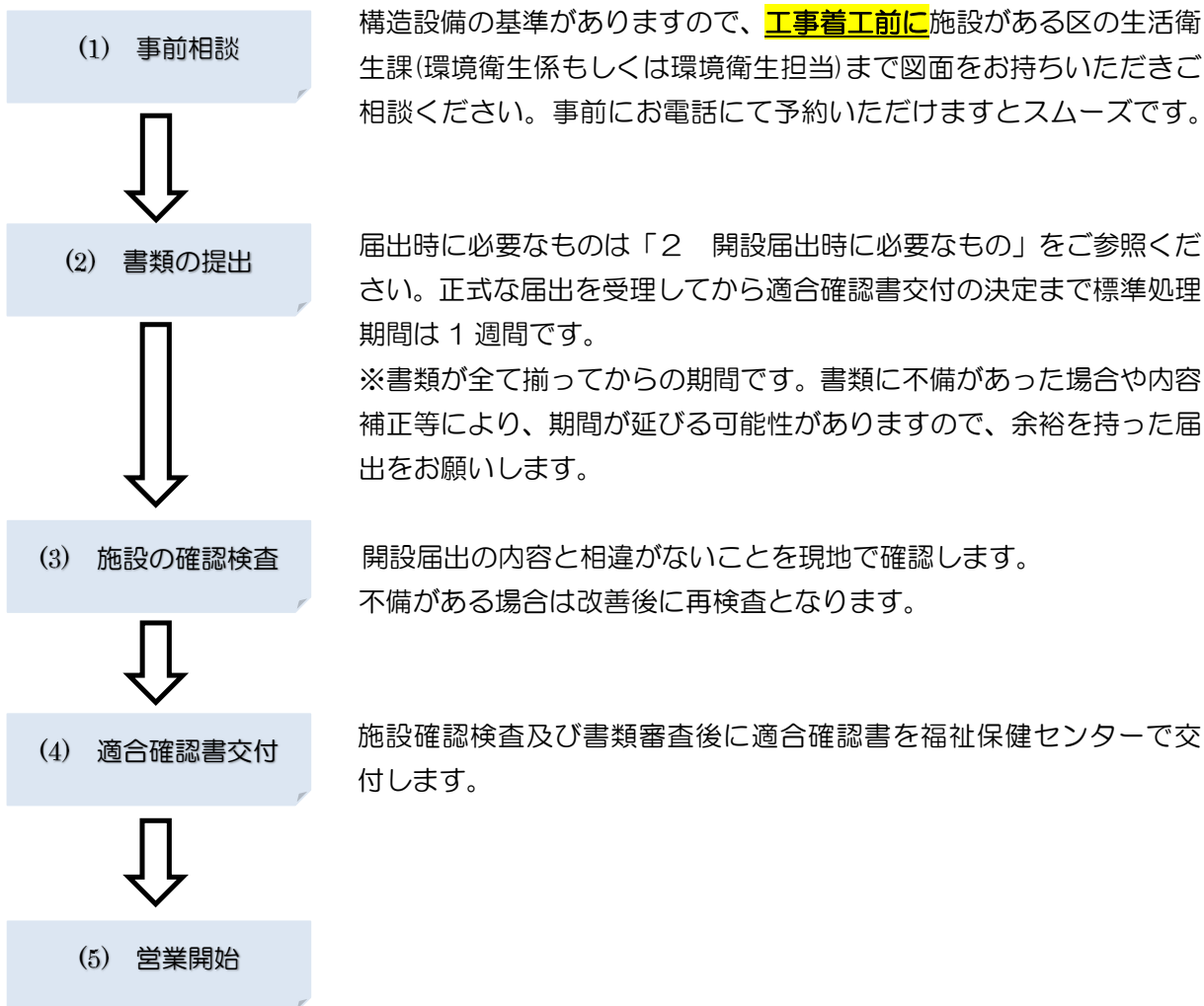


クリーニング所関係手続きについて

各種届出や相談窓口は施設を開設する区の
福祉保健センター生活衛生課環境衛生係（担当）までお問合せください

区	電話番号	FAX 番号	区	電話番号	FAX 番号	区	電話番号	FAX 番号
鶴 見	510-1845	510-1718	保土ヶ谷	334-6363	333-6309	青 葉	978-2465	978-2423
神 奈 川	411-7143	411-7039	旭	954-6168	952-1504	都 筑	948-2358	948-2388
西	320-8444	320-2907	磯 子	750-2452	750-2548	戸 塚	866-8476	866-2513
中	224-8339	681-9323	金 沢	788-7873	784-4600	栄	894-6967	895-1759
南	341-1192	341-1189	港 北	540-2373	540-2342	泉	800-2452	800-2516
港 南	847-8445	846-5981	緑	930-2368	930-2367	瀬 谷	367-5752	367-2843

1 クリーニング所開設までの流れ(※無店舗取次店を除く)



※横浜市内で無店舗取次店(クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗)を営業する場合の届出は手続きや必要書類が異なりますので、営業しようとする区域の主な部分を所管する区の福祉保健センターへお問い合わせください。

2 開設届出時に必要なもの

	必要部数	備考
1 開設届出書	1 部	
2 平面図	2 部	構造設備の配置があり、寸法が記入されたもの(一般店で水洗いを行う場合、排水設備の系統図も併せて添付すること)
3 付近の見取図(店舗周辺の案内図)	1 部	
4 クリーニング師免許証【原本】★	有資格者の 人数分	※一般店ではクリーニング師の登録が必須です
5 クリーニング師研修修了証【原本】★	修了者の 人数分	届け出するクリーニング師が直近3年度のうちに研修を受講している場合呈示してください。
6 業務従事者講習修了証【原本】★	修了者の 人数分	従業員が直近3年度のうちに講習を受講している場合呈示してください。
7 洗濯物の消毒方法とその工程、消毒設備の詳細を示した書類	2 部	消毒を要する洗濯物を取り扱う場合に添付してください。(必要書類の詳細については、施設所在区の福祉保健センターへ御相談ください。)
8 他に営業するクリーニング所の施設名、所在地、従事者数、クリーニング師の名前が確認できる書類	1 部	市内で他に届け出ているクリーニング所がある場合は添付してください。
9 手数料(16,000 円)		現金で徴収します。

★が付いた書類は確認後返却します。

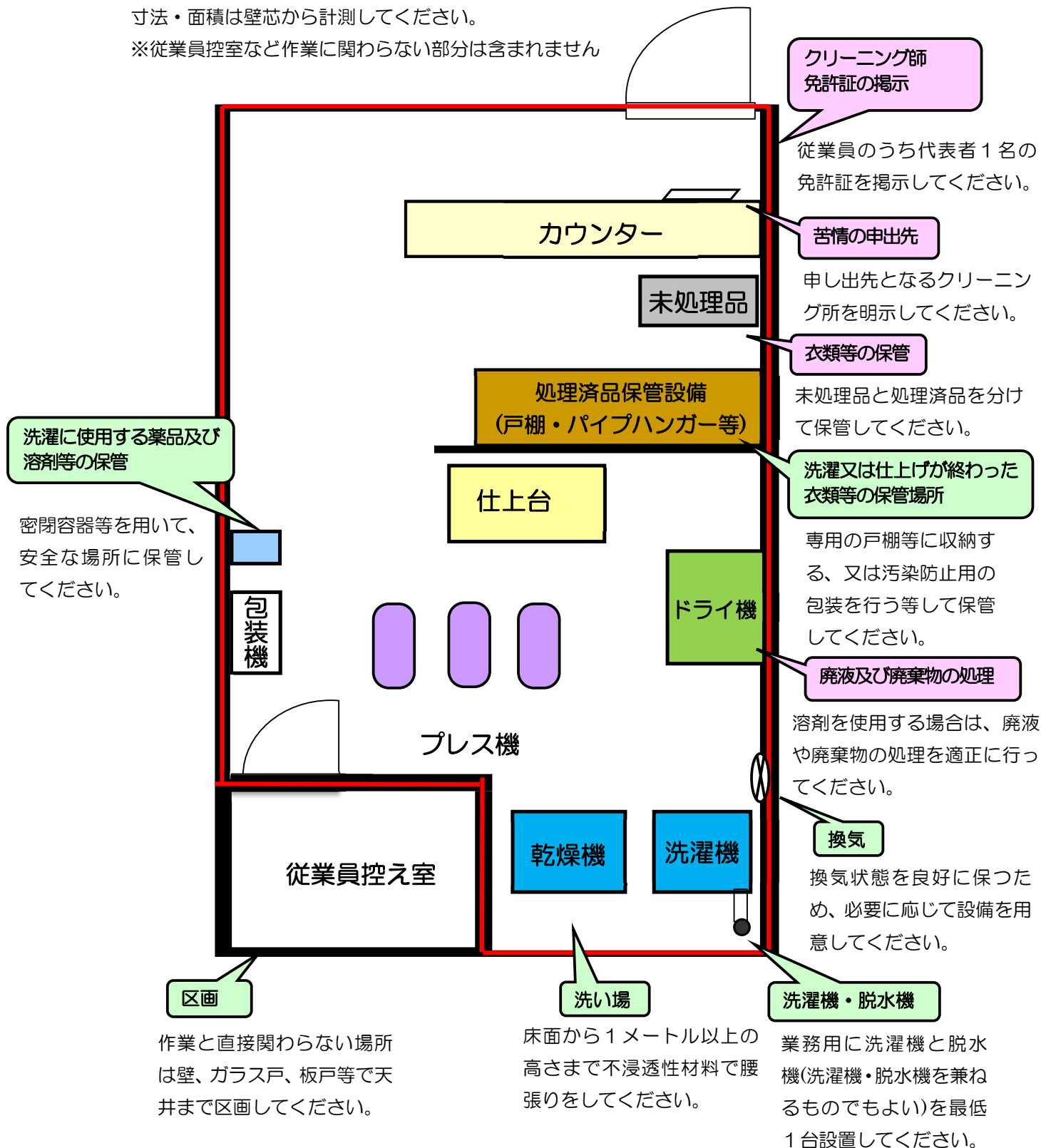
3 構造設備例

(一般店：洗濯又は仕上げを行う場合)

赤い線で囲われた範囲が営業所面積です。

寸法・面積は壁芯から計測してください。

※従業員控室など作業に関わらない部分は含まれません



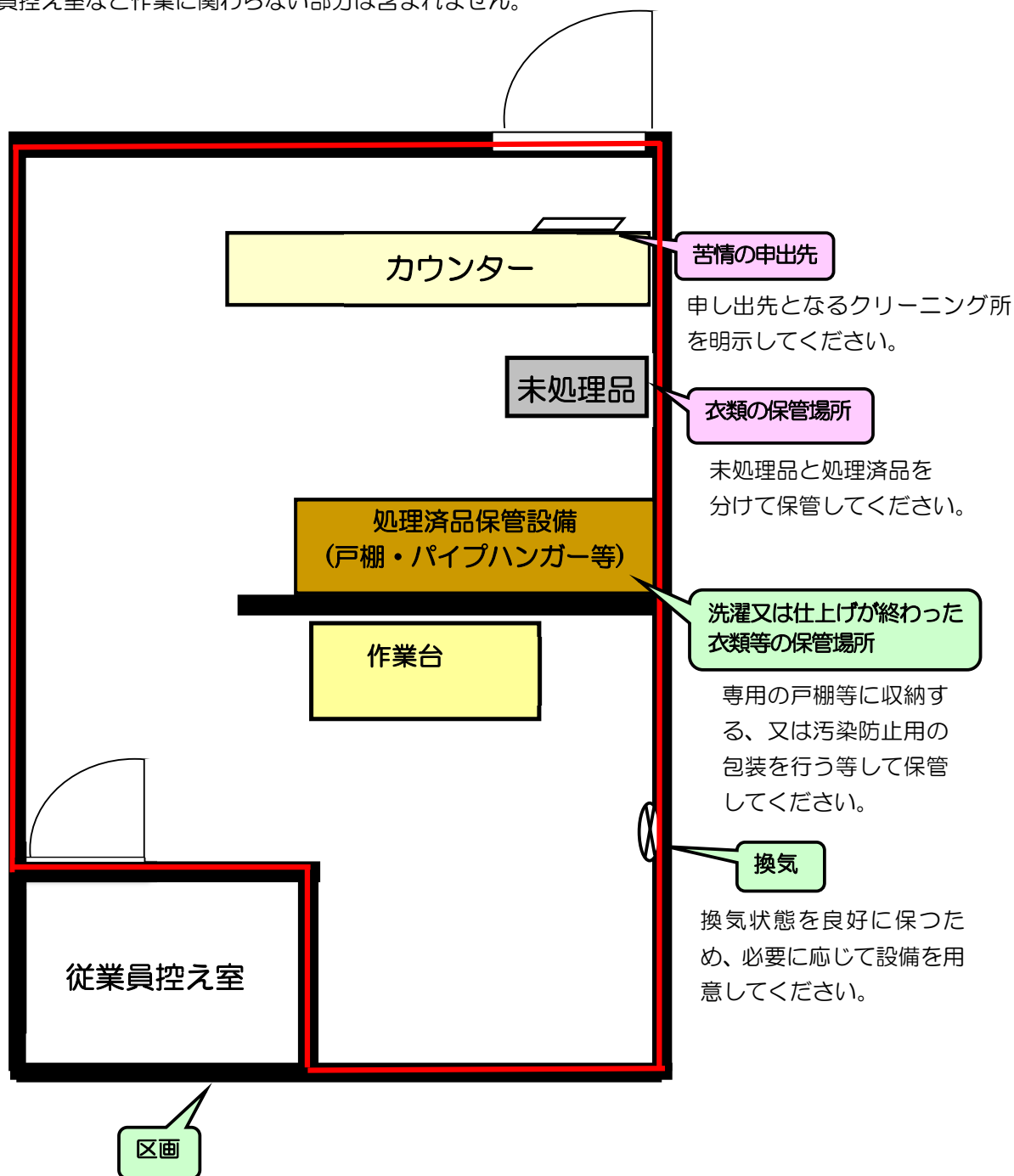
4 構造設備例

(取次店：洗濯物の受取及び引渡しのみを行う場合)

赤い線で囲われた範囲が営業所面積です。

寸法・面積は壁芯から計測してください。

※従業員控え室など作業に関わらない部分は含まれません。



作業と直接関わらない場所は壁、ガラス戸、板戸等で天井まで区画してください。

5 クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

開設届出書

新たに営業を開始する場合や、開設者が変更、施設が移転した場合等に提出します。

(例) ・ 開設者が変更

- ・ 個人→法人へ変更(法人→個人を含む)
- ・ 施設移転
- ・ 施設を大幅に増改築
- ・ 施設の建て替え

※施設を変更する際は、**着工前に**
福祉保健センターへ相談してください。

❖必要な書類

「2 開設届出時に必要なもの」をご覧ください。

開設届出事項変更届

開設届出の内容に変更があった場合に提出します。

(例) ・ 法人代表者が変更

- ・ 開設者の氏名(改姓や改名)、住所変更
- ・ 従業員の変更(新規雇入れ、解雇等)
- ・ 店名の変更

等

※施設を変更する際は、**着工前に**
福祉保健センターへ相談してください。

❖必要な書類

○開設届出事項変更届出書

○変更内容を確認できる書類

・ **施設の変更**→変更前の平面図1部、変更後の平面図2部

・ **従業員の新規雇入れ**

→クリーニング師免許【原本】★※1、クリーニング師
研修又は業務従事者講習の修了証【原本】★※2

※1 資格を有している場合のみ

※2 直近3年度内に修了している場合のみ

★が付いた書類は確認後返却します

相続承継届出書

営業者に相続が発生し、相続人が
クリーニング所の営業を承継する場合に
提出します。

❖必要な書類

○相続承継届出書

○戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

○相続人全員の同意書(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者が届出をする場合)

○市内で他にクリーニング所もしくは無店舗取次店を営業している場合はその名称、所在地(無店舗取次店にあっては車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号)、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類

合併・分割承継届出書

法人の合併又は分割によりクリーニング所の営業を承継した場合に提出します。

★マークが付いたものは窓口で確認後返却します。

◆※令和8年8月より登記事項証明書の添付は原則不要。ただし、法人ベース・レジストリで申請情報を確認できない場合は、添付を求める場合があります。

❖必要な書類

- 合併・分割承継届出書
- 登記事項証明書(合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)◆
- 市内で他にクリーニング所もしくは無店舗取次店を営業している場合はその名称、所在地(無店舗取次店にあっては車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号)、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類

営業譲渡承継届出書

既存の営業者から新たな営業者が事業を譲り受けた場合に提出します。

❖必要な書類

- 営業譲渡承継届出書
- 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 市内で他にクリーニング所もしくは無店舗取次店を営業している場合はその名称、所在地(無店舗取次店にあっては車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号)、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類

廃止届出書

営業をやめた場合に提出します。

❖必要な書類

- 廃止届出書

各種届出様式は横浜市 HP に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/eisei/kankyo.html>



令和8年9月改訂

作成：横浜市医療局生活衛生課

TEL：045-671-2456

FAX：045-641-6074

MAIL：ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp